

(公印省略)

05春管管第145号
令和5年9月1日

各応募予定者 様



春日市長 井上 澄和
(総務部管財課)

「令和5年度プロポーザル方式による市有財産（春日市役所駐車場）借受者公募要領」
に関する質疑について（回答）

このことについて、下記のとおり回答します。

記

番号	ページ	項目名	質問内容	回答
1	5	6 貸付契約の主な条件 (9)資料の提出等 イ	毎年1回提出する事業報告書は規定の書式がござい ますか。 書式がない場合、 毎月提出する資料 をまとめる程度の 認識でよろしいで しょうか。	事業報告書の書式の指定 はありませんので、質問中に ある認識でよろしいです。
2	5	6 貸付契約の主な条件 (10)違約金	複数条件に違反 した場合でも、違約 金の上限は賃料（年 額）の1年分に相当 する額という理解 でよろしいですか。 それぞれの条件 で賃料（年額）の1 年分に相当する額 が違約金となるの でしょうか。	複数条件に違反した場合 でも、違約金の上限は、貸付 料（年額）の1年分に相当す る額です。
3	7	7 駐車場に関する条件 (2)無料措置	土日祝を含む庁 舎の閉庁時の利用	(2)イに記載している「市 が指定する者（別表2）が駐

			について、無料対応は原則なしという認識でよろしいでしょうか。	車場を使用する場合」は、土日祝を含む庁舎の閉庁時の利用でも無料措置の対象となります。 なお、最低貸付料は、上述の内容を考慮して積算しています。
4	7	7 駐車場に関する条件 (2) 無料措置 イ	来庁者は2時間を超えた場合も無料と記載があるが、来庁者は全員無料という認識でしょうか。 (例) 来庁時間 90分、その後 60分駐車していた時の対応はどうなりますか。	お見込みのとおり、来庁者は全員無料となります。(来庁時間 90分、その後 60分駐車していた場合においては、引続き庁内で手続き等をしているのであれば無料となります。目的外の使用であれば 30分は有料になります。)
5	13	別表 1 (機器等撤去内訳) 12	シンボル看板とは具体的にどの看板でしょうか。	シンボル看板は、次のものです。 
6	13	別表 1 (機器等撤去内訳) 17	利用案内看板とは具体的にどの看板でしょうか。	利用案内看板は、次のものです。 
7	13	別表 1 (機器等撤去内訳)	A 型案内看板とは具体的にどの看	A 型案内看板は、次のものです。

		21	板でしょうか。	
8	13	別表1(機器等撤去内訳) 25、26	照明用ポール5本、照明6灯と記載がございますが、照明用ポール5本のうち1本のみ2灯設置しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	16	8 応募の手続き等 (4) 応募書類の提出	応募書類の提出部数は、原本1部のみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	16	8 応募の手続き等 (4) 応募書類の提出 【応募書類一覧】 2 応募者の概要等 ③ 応募者の概要	③ 応募者の概要について、当社パンフレット等でも大丈夫でしょうか。	要領に明記している項目(企業理念、CSRへの取り組み等)がすべて記載されているものであれば、パンフレット等でも可能です。
11	17	8 応募の手続き等 (4) 応募書類の提出 【応募書類一覧】 5 滞納のない証明書 ① 市町村税について滞納のないことの証明書 ② 国税の納税証明書	申請者が本社(東京都)であるが、契約締結は九州支店(福岡市)を予定している場合は、福岡市の納税証明書を提出し、東京都税の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	契約締結を九州支店とする場合は、九州支店で申請してください。 その場合、市町村税の滞納のない証明書は、支店のある市町村(質問の場合は福岡市)が発行するものを提出してください。なお、国税の納税証明書は、本社を管轄する税務署が発行するものを提出してください。